

見積書 提出期限		令和 8年 10月 14日 午後5時 土曜、日曜、祝日を除く。		担当者： 連絡先：	
物 品 供 給 見 積 書					
				令和	年 月 日
地方独立行政法人天王寺動物園					
理事長 山中 諄 様					
住所又は事業所所在地					
商号又は名称					
氏名又は代表者氏名					
印					
下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。					
なお、関係法令・貴法人関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。					
見積金額					
契約金額					
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額		円			
契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。					
記					
物品名称		富士ドライケム用スライド-1ほか5 1点買入			
納入期限		契約締結日より60日以内		納入場所	天王寺動物園
明 細 書	品 名	形 状・寸 法・摘 要			数 量
	詳細は別紙仕様書のとおり				
(見積条項) 裏面のとおり					
本書のとおり契約を締結する。				契約番号	
1 契約方法		2 契約保証金		天契第 260145 号	
随意契約		☐ 契約金額の5/100以上			
☒ 見積比較		(金 円)			
☐ 特名随意契約		☐ 履行保証保険			
		☐ 免除			
用途					
摘要		公募型比較見積 種目 大阪市入札参加有資格者名簿「医薬品（登録種目29）」、法人比較見積事業者一覧「29：医薬品」 令和8年9月18日公告			

見 積 条 項

- 見積書は、その提出した見積書の書換、引換又は撤回をすることができない。
- 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 次の各号の一に該当する見積は無効とする。
 - 見積参加者以外の者がした見積り
 - 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
 - 記名押印を欠く見積り
 - 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
 - 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
 - 談合その他の不正行為により行ったと認められる見積り
 - 同一の見積合せについて、2以上の見積りをした者の見積り
 - 法人から示した条件以外の条件を付した見積り
 - 前各号に掲げるもののほか、この条項に違反した見積り
- 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

- (検査の時期)
 - 地方独立行政法人天王寺動物園（以下「発注者」という。）は、供給人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行う。
- (契約代金の支払い時期)
 - 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から60日以内に契約代金を支払う。
- (受注者の履行遅延の場合における損害金)
 - 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、地方独立行政法人天王寺動物園契約規則（以下「契約規則」という。）第27条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。
- (発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金)
 - 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。
- (契約保証金の帰属等)
 - 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - この契約に基づき、受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当する。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。
 - 契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
- (契約に関する紛争の解決方法)
 - 本契約に関し紛争が生じた場合は、契約規則及び地方独立行政法人天王寺動物園会計規程によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

- 暴力団等の排除について
 - 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
 - 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
 - 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく発注者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び地方独立行政法人天王寺動物園競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - 受注者は第6号に定める報告及び届出により、発注者が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 誓約書の提出について
受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。